



Linkx
リンククロス

女性のための入院保険 **フェミニース** *Feminine*

〈医療保険 (2014) A型・手術I型・180日型〉

通信販売用

3年ごとに
150,000円^{*}の
ボーナス(生存給付金)を
5回受けとれる!

※プラン1の場合

保障も
ボーナス(生存給付金)も
これひとつ!

女性にとって
心配な病気での
入院を重点的に
保障!



このような方におすすめです！

- 病気やケガに備えたい。
- 女性特有の病気の手厚い保障がほしい。
- 万が一の死亡時に備えたい。
- 3年ごとの生存給付金がほしい。

ご契約前に特にご確認いただきたい事項を中面
の「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」
「ご契約のしおり(抜粋)」に記載しております
(9~18ページ)。必ずご一読ください
ますようお願いいたします。

重要



フェミニーヌの3大ポイントです!

ボーナス

3年ごとに150,000円^{※1} のボーナス(生存給付金)!

入院の有無や回数にかかわらず、
3年ごとに150,000円^{※1} のボーナス
(生存給付金)を5回^{※2}受けとれます。

あなたならどう使いますか?
3年後、6年後…と、そのときの目的に
応じて、ボーナスをご活用ください。

欲しかった
バッグの
購入資金に

家族と
温泉旅行に

子どもの
教育資金に

両親への
プレゼントに

手堅く
貯蓄に

趣味への
投資に



ボーナス(生存給付金)は保険料に応じた3タイプをご用意。
あなたのおさいふ感覚に合わせてお選びください。

お受けとり例

おすすめ
保険期間15年間で
750,000円^{※2}
をお受けとり!

保険期間15年間で
525,000円^{※2}
をお受けとり!

保険期間15年間で
375,000円^{※2}
をお受けとり!

5回目: 43歳 ▶

15万円

4回目: 40歳 ▶

15万円

10.5万円

7.5万円

3回目: 37歳 ▶

15万円

10.5万円

7.5万円

2回目: 34歳 ▶

15万円

10.5万円

7.5万円

1回目: 31歳 ▶

15万円

10.5万円

7.5万円

28歳ご加入

プラン1
(ボーナス:150,000円)

プラン2
(ボーナス:105,000円)

プラン3
(ボーナス:75,000円)

- 被保険者が保険期間中の3年ごとの契約応当日の前日末または保険期間満了時に生存している場合に受けとれます。
- 3年ごとのお支払い前にご案内を送付してお知らせします。「ご指定口座へのお振込み」または「据え置き」のいずれかをご指定ください。

文中のボーナスとは生存給付金をさします。

※1 プラン1の場合

※2 保険契約が有効に継続している場合に受けとれます。

入院

女性にも多い病気やすべてのがんによる入院の 給付金額を上乗せ保障! 三大疾病^{*}による入院は支払日数無制限で保障!

ほとんどすべての病気・ケガによる入院を、入院1回あたり日帰り入院から最長180日の長期入院まで、通算では1,000日まで保障します。また、海外での入院も保障の対象となります。

三大疾病^{*}による入院の場合、入院1回あたりも通算も日数無制限でお支払いしますので、長期の入院も安心です!<三大疾病支払日数無制限特則>

※文中の三大疾病とは、がん(上皮内がん含む) 急性心筋梗塞^{*1} 脳卒中^{*2} をさします。

*1 虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞(狭心症などを除く)」

*2 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」

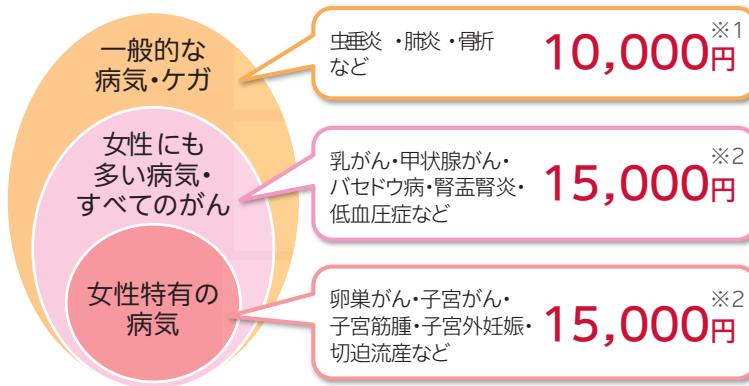


女性特有の病気・女性にも多い病気・すべてのがんによって入院したとき、入院1回あたり180日まで給付金額を上乗せし、通算日数も無制限で手厚く保障します!<医療用女性疾病入院特約>

もちろん、異常分娩に伴う妊娠出産関係の入院も重点保障の対象となります。

※正常分娩は除きます。

たとえばプラン1の場合



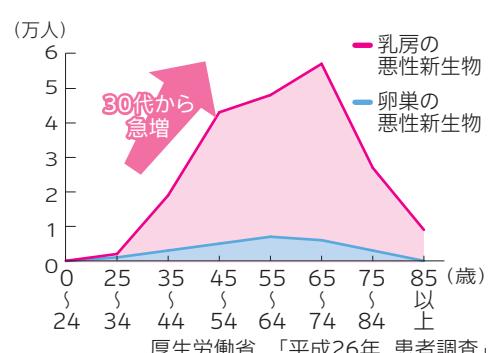
*1 疾病入院給付金・災害入院給付金の日額

*2 疾病入院給付金+女性疾病入院給付金の日額

ご存じですか?

乳がんは30代から一気に増加します!

■疾病別女性総患者数



●保障の対象となる女性特定疾病の詳細については約款別表をご覧ください。

手術

入院でも外来でも手術は 公的医療保険の対象となる約1,000種類を保障します。

病気やケガによる手術が対象で、手術の内容により1回につき、主契約の入院給付金日額の40・20・10・5倍の金額をお支払いします。

●お支払いに制限がある場合や、対象外となる手術があります。詳しくは、⑥ページの「手術給付金のお支払額について」をご覧ください。



3つの保障プランをご紹介します。

保障内容

●各給付金等のお支払いは、責任開始期以後に発病した病気や発生した不慮の事故によるケガを対象とします。

ボーナス 【生存給付金】

入院
していても
OK!

3年ごとに生存しているとき

入院

【疾病入院給付金】

【災害入院給付金】

【女性疾病入院給付金】

〈三大疾病支払日数無制限原則〉

〈医療用女性疾病入院特約〉

日帰り入院
OK

病気やケガで入院したとき

1入院180日限度※2

病気で通算1,000日限度、ケガで通算1,000日限度

三大疾病で入院したときは、

1入院も通算も日数無制限※3で保障!

上乗せ
保障

女性特有の病気、女性にも多い病気、すべてのがんで入院したとき

1入院180日限度※2

通算無制限で保障!

入院一時金

【入院一時金】

〈医療用入院一時金特約〉

病気やケガにより疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

1入院1回限度※4

手術

【手術給付金】

約1,000種類
の手術に対応

何度も *

病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術※5を受けたとき*

*一部例外や対象外となる手術があります。⑥ページに解説があります▶

退院後の通院

【疾病通院給付金】

【災害通院給付金】

〈医療用通院特約〉

病気やケガにより疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院※6をしたとき

1入院に対する通院は30日限度※7

病気で通算1,000日限度、ケガで通算1,000日限度

三大疾病なら**通算無制限**で保障!※8

先進医療

【先進医療給付金】

〈医療用新先進医療特約※9〉

先進医療※10による療養を受けたとき

高度障害※11

【特約高度障害保険金※12】

〈定期保険特約〉

所定の高度障害状態になったとき

死 亡

【死亡保険金】+【特約死亡保険金※12】

〈定期保険特約〉

亡くなられたとき

●三大疾病とは、**がん(上皮内がん含む)** **急性心筋梗塞※1** **脳卒中※2** をさします。

*1 虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞(狭心症などを除く)」 *2 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」

●既に引受保険会社で医療用がん外来治療給付特約および、医療(08)用がん外来治療給付特約にご加入の場合、フェミニーヌにお申し込みいただくことはできません。また、フェミニーヌと医療用がん外来治療給付特約を同時に申し込みいただくことはできません。

この保険は医療用女性疾病入院特約・医療用入院一時金特約・医療用通院特約・医療用新先進医療特約・定期保険特約付医療保険(2014)

A型・手術I型・180日型(三大疾病支払日数無制限特則付)です。

●保険期間:15年 ●保険料払込期間:15年

●新規ご加入の方の契約年齢は18歳から60歳まで。

●最長90歳まで自動更新できます。(更新後の保険料は、更新時の年齢、保険料率などにより計算されます。)

●この保険の対象は女性のみです。

おすすめ

プラン1

プラン2

プラン3

3年ごとに
150,000円

1日につき
10,000円

疾病入院給付金に上乗せして
1日につき
5,000円

1回につき
10万円

内容により1回につき
40・20・10・5万円

1日につき
10,000円

先進医療の技術料を通算**2,000万円**まで保障

200万円

230万円

250万円

300万円
(内訳=100万円+200万円)

300万円
(内訳=70万円+230万円)

300万円
(内訳=50万円+250万円)

※ 1 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

※ 2 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があると引受保険会社が認めた病気を含む)またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度である180日となる場合がありますので、ご留意ください。

※ 3 三大疾病による入院の場合は、疾病入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。

※ 4 つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお支払いは1回限りとします。

(1)入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるとき

(2)疾病的治療を目的とした入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、主契約の普通保険約款の規定により、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

※ 5 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

※ 6 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。

※ 7 入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により、1回の入院とみなされるときは、お支払限度である30日まで保障します。

※ 8 三大疾病で通院した場合は、通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。

※ 9 被保険者が既に引受保険会社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

※10 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。医療用新先進医療特約による給付は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。

※11 所定の高度障害状態になられた場合は、特約高度障害保険金をお支払いし定期保険特約は消滅、その他の保障は保険料払込免除で継続します。保険料のお払込みが免除されている保険契約が更新される場合は、B型(生存給付金がない型)に変更して自動更新します。

※12 特約高度障害保険金と特約死亡保険金は重複してお支払いしません。

(特約高度障害保険金をお支払い後は定期保険特約が消滅するため、以後に死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。特約死亡保険金はお支払いしません)



ご加入にあたってはこちらもご確認ください。

月払保険料表

(単位 :円)

| 契約年齢(歳) | プラン1 | プラン2 | プラン3 |
|---------|--------|--------|-------|
| 18 | 7,868 | 5,776 | 4,639 |
| 19 | 8,012 | 5,883 | 4,734 |
| 20 | 8,151 | 5,986 | 4,829 |
| 21 | 8,270 | 6,075 | 4,909 |
| 22 | 8,371 | 6,153 | 4,982 |
| 23 | 8,472 | 6,228 | 5,049 |
| 24 | 8,558 | 6,296 | 5,112 |
| 25 | 8,606 | 6,333 | 5,142 |
| 26 | 8,622 | 6,347 | 5,154 |
| 27 | 8,622 | 6,353 | 5,157 |
| 28 | 8,590 | 6,332 | 5,137 |
| 29 | 8,570 | 6,320 | 5,124 |
| 30 | 8,527 | 6,291 | 5,094 |
| 31 | 8,512 | 6,284 | 5,082 |
| 32 | 8,467 | 6,252 | 5,049 |
| 33 | 8,448 | 6,244 | 5,039 |
| 34 | 8,422 | 6,228 | 5,022 |
| 35 | 8,423 | 6,234 | 5,022 |
| 36 | 8,443 | 6,255 | 5,037 |
| 37 | 8,466 | 6,277 | 5,054 |
| 38 | 8,496 | 6,305 | 5,074 |
| 39 | 8,578 | 6,372 | 5,132 |
| 40 | 8,653 | 6,434 | 5,182 |
| 41 | 8,782 | 6,538 | 5,272 |
| 42 | 8,921 | 6,648 | 5,367 |
| 43 | 9,102 | 6,792 | 5,489 |
| 44 | 9,280 | 6,934 | 5,614 |
| 45 | 9,473 | 7,087 | 5,744 |
| 46 | 9,695 | 7,265 | 5,899 |
| 47 | 9,927 | 7,447 | 6,054 |
| 48 | 10,176 | 7,645 | 6,222 |
| 49 | 10,440 | 7,853 | 6,399 |
| 50 | 10,706 | 8,064 | 6,579 |
| 51 | 10,992 | 8,288 | 6,769 |
| 52 | 11,302 | 8,531 | 6,974 |
| 53 | 11,624 | 8,786 | 7,192 |
| 54 | 11,977 | 9,063 | 7,427 |
| 55 | 12,391 | 9,391 | 7,704 |
| 56 | 12,841 | 9,741 | 7,994 |
| 57 | 13,321 | 10,122 | 8,317 |
| 58 | 13,903 | 10,583 | 8,704 |
| 59 | 14,535 | 11,084 | 9,124 |
| 60 | 15,236 | 11,639 | 9,592 |

特にご注意いただきたいこと

- お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 医師が被保険者の健康状態について引受保険会社に報告することがあります。
- 引受保険会社または引受保険会社委託企業の担当者がお申込内容や告知内容の問い合わせなどのため、お申込み前または後にお電話をすることがあります。
- お客様への資料到着などを確認させていただくため、引受保険会社または引受保険会社委託企業の担当者より電話をさせていただくことや、メールを送らせていただくことがあります。

妊娠・出産に関する保障について

- 妊娠の状況により、ご契約にあたり条件がつくことやご契約いただけない場合があります。
- 過去に妊娠を経験されている方は、その妊娠や出産の状況によって現在妊娠中であるか否かを問わず、ご契約にあたり条件がつくことがあります。
- 妊娠中に加入された場合、帝王切開など、異常妊娠・異常分娩による入院や手術は一定期間保障の対象となりません。

お手続き方法・お問い合わせ先は
裏表紙に記載しております。
ご質問もご相談もお気軽に
コールセンターまで
お電話ください!



※記載の保険料は平成30年4月現在のものです。※保険料は15年間一定です。

※保険料は、契約日時点での満年齢で計算されます。(詳しくは⑧ページに記載の「保障開始までのスケジュール(例)」をご覧ください。)

※年払・半年払の保険料につきましては、コールセンターにお問い合わせください。

手術給付金のお支払額について

| 対象となる手術など | お支払額(1回につき) | | | お支払限度 |
|--|---|--|-------------|--------------|
| | プラン1 | プラン2 | プラン3 | |
| 公的医療保険対象の手術※1 つぎに該当する手術は 対象外 です。 ●診断・検査など治療を直接の目的としない手術 ●創傷処理 ●皮膚切開術 ●デブリードマン ●骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術 ●拔歯手術 | ① ●開頭手術(穿頭術は④) ●四肢切断術(手指・足指は④) ●脊髄腫瘍摘出術 ●心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術※2 | 40万円 | 28万円 | 20万円 |
| | ② ●開胸・開腹手術 / ●③に該当する手術は除く ●帝王切開 婦出術は④ (注)乳房切除術は開胸手術に該当しないため④ | 左記のうち ●がんに対する手術 ●心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術 | 上記に該当しない手術 | 20万円 |
| | ③ ●胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術 | 入院中に受けた手術 | 10万円 | 7万円 |
| | ④ ①～③に該当しない手術 | 外来で受けた手術 | 5万円 | 3.5万円 |
| 先進医療に該当する手術 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は 対象外 です。 | | 10万円 | 7万円 | 5万円 |
| 公的医療保険対象の放射線治療※1 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法 | | 10万円 | 7万円 | 5万円 |
| 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術※4 | | 20万円 | 14万円 | 10万円 |
| | | | | 1回のみ |

※3
回数は無制限

- ※1 「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。(歯科で受けた手術等であっても、上記に該当すれば支払対象となります。)
- ※2 臓器の移植に関する法律に沿った、受容者を対象とした手術に限ります。また提供者側は対象外です。
- ※3 「手術給付金」のお支払限度の例外
手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術(網膜光凝固術など)や、放射線治療(照射)・温熱療法を複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
手術料が1日につき算定される手術(人工心肺など)を複数回受けた場合は、手術を受けた初日のみお支払いします。
- ※4 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

手術の具体的なお支払事例 手術の内容と治療の状況によって保障が異なります。

例1 虫垂切除術……… 公的医療保険の手術料が算定される手術であるため、手術給付金をお支払いします。

例2 レーシック手術※… 公的医療保険の手術料の算定対象とならないため、手術給付金はお支払いできません。

※レーシック(LASIK)とは、正式名称「エキシマレーザー角膜屈折矯正手術」ともいい、視力矯正を目的とした手術をいいます。

手術給付金の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



ご加入にあたってはこちらもご確認ください。

お受けとり例(プラン1の場合)

子宮筋腫で14日間入院し、その間に腹腔鏡による子宮筋腫摘出術を受けた退院後、術後の経過を医師に診察してもらうために、1日通院した場合

- 疾病入院給付金+女性疾病入院給付金
(日額15,000円×14日間) 21万円
- 入院一時金 10万円
- 手術給付金 20万円
- 疾病通院給付金※
(日額10,000円×1日間) 1万円

お受けとり総額 52万円

乳がんで14日間入院し、その間に乳房部分切除術を受けた退院後、抗がん剤投与のため合計5回通院した場合

- 疾病入院給付金+女性疾病入院給付金
(日額15,000円×14日間) 21万円
- 入院一時金 10万円
- 手術給付金 10万円
- 疾病通院給付金※
(日額10,000円×5日間) 5万円

お受けとり総額 46万円

※退院日の翌日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
●お支払いの可否は、最終的には診断書の内容等により判断させていただきます。

よくあるご質問

Q 妊娠中は加入できるのですか?

A 妊娠中の加入の場合、帝王切開など、異常妊娠・異常分娩による入院や手術は一定期間保障の対象となりません。また、妊娠の状況により、ご契約いただけない場合があります。

Q 保険料は毎年上がるのですか?

A 保険料は、15年間(保険期間中)一定です。

Q ボーナス(生存給付金)は、いつどのようにして受けとるのですか?

A お支払予定日の前々月下旬ごろに、「生存給付金お支払予告通知書」または「生存給付金請求書」のどちらかをお送りいたします。到着した書類をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。



Q 妊娠中に異常があって入院した場合や、帝王切開になった場合の保障もありますか?

A 妊娠中の切迫流産・妊娠悪阻(つわり)・妊娠中毒症・切迫早産などによる入院は、健康保険が適用となった場合に入院給付金の対象となります。帝王切開の場合は手術給付金のお支払対象になります。

Q ボーナス(生存給付金)は、入院すると受けとれないのですか?

A 生存給付金は、ご契約が継続し被保険者さまが生存していれば、入院してもしなくても3年ごとに受けとれます。

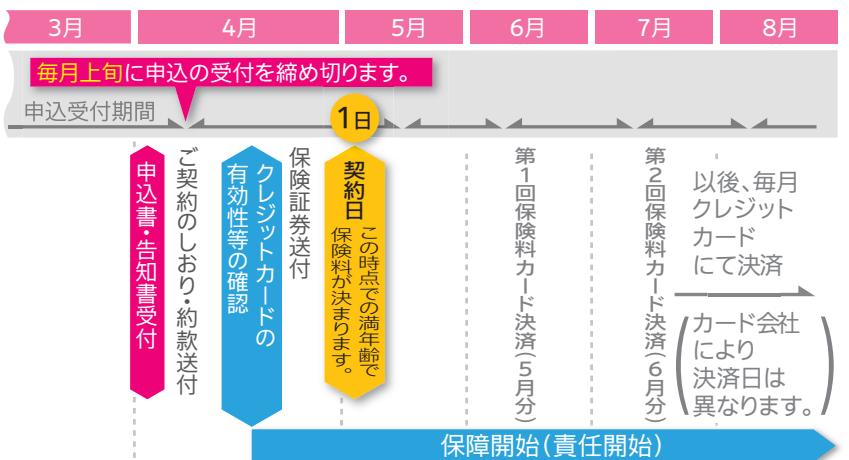
保障開始までのスケジュール(例)



クレジットカード払の場合

月払例(クレジットカード払は月払のみ)

■保障開始までのスケジュール(例)



クレジットカードでのお支払いをおすすめします!

お支払いいただく保険料でカードのポイントが貯まります。
ポイントのしくみは各カード会社によって異なります。

次のマークのクレジットカードがご利用いただけます。



※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。

ご契約のお引き受けを引受保険会社が承諾した場合、お申し込み・告知・クレジットカードの有効性等の確認がすべて完了した日から保障を開始します(責任開始日)。

毎月上旬に申込受付を締め切ります。クレジットカードの有効性等の確認は、引受保険会社が申込書類を受け付けてから、2~15営業日程度必要となります。必要書類が完備しないなど、ご契約のお引き受けが確定しない場合、左記のスケジュール(例)とは異なる場合があります。

保険料は契約日時点での満年齢で決まります。(被保険者の誕生日によっては、保険料が変わることがあります。)

責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。ただし、責任開始日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、責任開始日が契約日になります。その場合、カード決済日に第1回保険料と第2回保険料をあわせての引落としとなります。

※月払のみのお取扱いとなります。(年払・半年払をご希望の場合には口座振替をご選択ください。)

※リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等のお取扱いはしておりません。

※2回目以降の保険料は払込期月の1日に領収したものとします。カード決済日はご指定いただくカード会社によって異なり、払込期月の翌月または翌々月になります。したがって、ご契約の満了・解約後にカード会社から引落としとなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

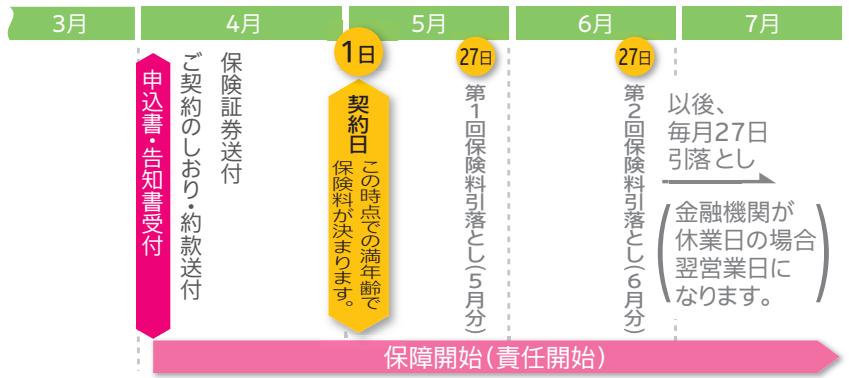
※保険証券送付が契約日後になる場合もあります。



口座振替(「責任開始期に関する特約」付加)の場合

月払例

■保障開始までのスケジュール(例)



第1回保険料の口座への請求が間に合わない場合や振替ができない場合、第2回保険料とあわせて翌々月の引落としとなります。
ただし、責任開始日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方の場合、コンビニエンスストア等で3か月分の払込が必要になります。

ご契約のお引き受けを引受保険会社が承諾した場合、申込書受領と告知がともに完了した日から保障を開始します(責任開始日)。

通常は、責任開始日の属する月の翌月の27日が第1回保険料の引落とし日となります。

保険料は契約日時点での満年齢で決まります。

月払の場合、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

ただし、責任開始日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、責任開始日が契約日になります。その場合、第1回保険料と第2回保険料をあわせての引落としとなります。

※ご契約の成立状況により、左記のスケジュール(例)とは異なる場合があります。

※保険証券送付が契約日後になる場合もあります。

※年払・半年払のスケジュールにつきましては、お問い合わせください。

お手続き方法・お問い合わせ先は裏表紙に記載しております。
ご質問もご相談もお気軽にコールセンターまでお電話ください!

重要 通信販売でご契約いただく前に必ずお読みください

ご契約に関する重要な事項をつぎのとおりご案内しておりますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご契約に際しての 重要事項 (通信販売用)

I 契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

II 特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)

ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり (抜粋)

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項のうち、「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」に記載されていない事項の抜粋です。

「ご契約のしおり・約款」は「申込書受付のご案内」に同封いたしますが、お申し出をいただければ事前にご送付いたします。

ご契約に際しての重要事項(通信販売用)

I 契約概要

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-----------------------|--------------------------|--|----------|--------------|------------|----------------|-----------------|--------|------------------------------|--|
| 正式名称 | 医療保険(2014)A型・手術I型・180日型 | | | | | | | | | | | |
| 特徴 | ・病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を確保できます。 ・万一の保障を確保できます。 | | | | | | | | | | | |
| 保障内容 | ③・④ページの保障内容表をご覧ください。 | | | | | | | | | | | |
| 保険料払込免除対象となる事由 | ・所定の高度障害状態に該当 ・ケガにより所定の身体障害状態に該当(事故の日から180日以内に該当した場合に限ります。) ※保険料払込免除に該当した契約は、生存給付金のない型(B型)へ変更して自動更新します。 | | | | | | | | | | | |
| 保険期間 | 15年 最長90歳まで自動更新できます。 | | | | | | | | | | | |
| 保険料払込期間 | 15年 | | | | | | | | | | | |
| 契約年齢範囲 | 18歳~60歳 | | | | | | | | | | | |
| あらかじめ付加されている特則・特約 | 三大疾病支払日数無制限特則 医療用通院特約 | 定期保険特約 医療用女性疾病入院特約 | 医療用入院一時金特約 医療用新先進医療特約 | | | | | | | | | |
| 契約者配当金 | ありません。 | | | | | | | | | | | |
| 解約返戻金 | 保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。 ※「三大疾病支払日数無制限特則」「医療用入院一時金特約」「医療用通院特約」「医療用女性疾病入院特約」「医療用新先進医療特約」は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。 | | | | | | | | | | | |
| その他 | 死亡されたり所定の高度障害状態に該当された場合、以下の取扱いとなります。 <table border="1"><tbody><tr><td></td><td>保険期間中の死亡</td><td>所定の高度障害状態に該当</td></tr><tr><td>医療保険(2014)</td><td>死亡保険金をお支払いします。</td><td>以後の保険料払込を免除します。</td></tr><tr><td>定期保険特約</td><td>特約死亡・高度障害保険金をお支払いし、特約は消滅します。</td><td></td></tr></tbody></table> | | | | 保険期間中の死亡 | 所定の高度障害状態に該当 | 医療保険(2014) | 死亡保険金をお支払いします。 | 以後の保険料払込を免除します。 | 定期保険特約 | 特約死亡・高度障害保険金をお支払いし、特約は消滅します。 | |
| | 保険期間中の死亡 | 所定の高度障害状態に該当 | | | | | | | | | | |
| 医療保険(2014) | 死亡保険金をお支払いします。 | 以後の保険料払込を免除します。 | | | | | | | | | | |
| 定期保険特約 | 特約死亡・高度障害保険金をお支払いし、特約は消滅します。 | | | | | | | | | | | |

- 告知内容が事実と異なる場合やご契約が失効した場合など、保険金・給付金などが支払われない場合もございます。
免責事由などの詳細は、「ご契約のしおり(抜粋)」をご覧ください。

● お支払限度

| | 1回の入院 | 保険期間を通じて(通算) |
|-----------|--|---|
| 疾病入院給付金 | 180日 ただし、三大疾病による入院については、支払限度を超えてお支払いします。 〈三大疾病支払日数無制限特則〉 | 1,000日 ただし、三大疾病による入院については、通算支払限度を超えてお支払いします。 |
| 災害入院給付金 | 180日 | 1,000日 |
| 疾病通院給付金 | 30日 | 1,000日 ただし、三大疾病による通院については、通算支払限度を超えてお支払いします。 |
| 災害通院給付金 | 30日 | 1,000日 |
| 女性疾病入院給付金 | 180日 | 無制限 |
| 入院一時金 | 1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限度 | |

●オプションとして付加できる特約

| 特約名称 | 内容 |
|----------|--|
| 指定代理請求特約 | 被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。 |

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

II 特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)

① お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)について

- お申し込みの撤回または保険契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができるクーリング・オフ制度があります。
 - お申し込みの撤回等には、つぎの手続きが必要です。

- ①「申込日※1」からその日を含めて**15日以内**(郵便消印日付)に
②必要事項※2を記載した書面に自署したうえで、
③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまたは本社あてに
郵便で発信いただく

- つぎの場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。
 - ・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、保険金・給付金など(保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ)のお支払事由が生じている場合(書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。)
 - お申し込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまたは本社あてにご連絡をお願いいたします。

② 健康状態などの告知について

告知について

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - ②生命保険募集人(社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます。)・コールセンターの担当者に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。※2
 - ③当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

※1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、つぎのとおりです。

- ・クレジットカード扱:
「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」
- ・それ以外:
「申込日、または、第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」

※2 クーリング・オフレター の書式例

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

※2 告知受領権は当社が有しています

正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することができます。また、2年経過後も、保険金・給付金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。※3
- ②ご契約を解除したときには、たとえ保険金・給付金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

※3 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるよう勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することができます。

傷病歴がある方でも引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることができます。※4

※4 引受範囲を拡大した商品もあります。
「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」

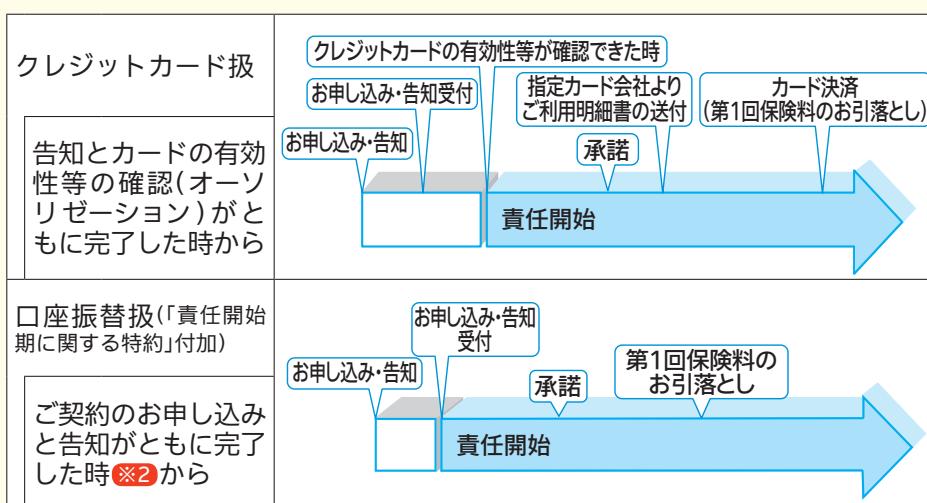
現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

一般的の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかつたために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書(告知サポート資料)などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3 保障の開始時期(責任開始期)について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾※1した場合、以下のとおり、当社はご契約上の責任を負います。



※1 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

注意 当社が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

※2 ご契約のお申し込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

※1 主な免責事由には以下のものがあります。
ア.責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
イ.契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失

4 保険金・給付金などをお支払いできない場合

- つぎのような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
 - ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - ②保険金・給付金などの免責事由※1に該当した場合
 - ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
 - ④つぎのような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・

暴力団構成員・暴力団関係企業その他をいいます。

・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき

⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

⑥保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合

⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日※2までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

ウ.被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

※2 詳しくは「5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

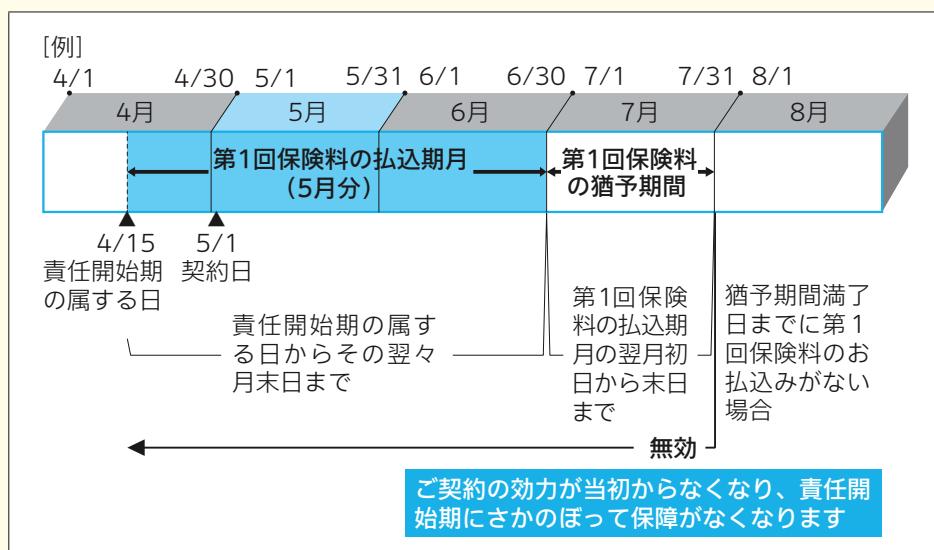
詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

※1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

- 保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

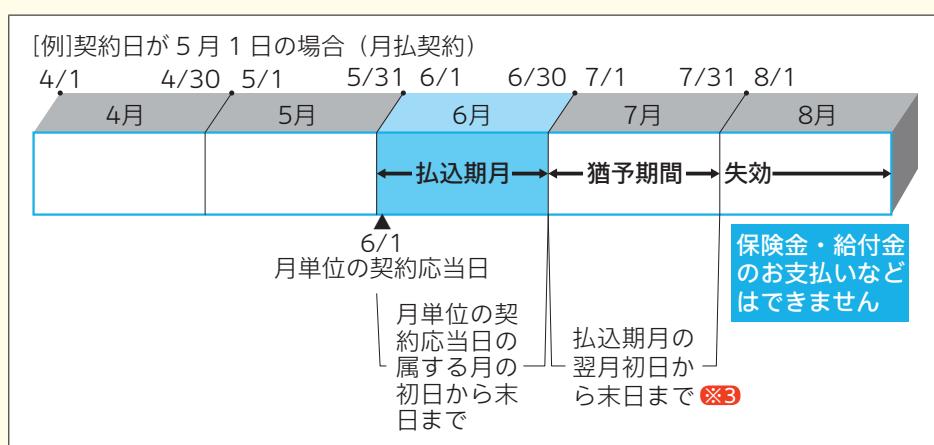
「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み※1



- 第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。※2

※2 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

第2回以後の保険料のお払込み



- 失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払込みが必要となります。

ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

※3 年払または半年払の場合、猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで」です。

6 解約と解約返戻金について

- 解約返戻金※1は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- つぎの特則・特約については解約返戻金がありません。※2

- ・三大疾病支払日数無制限特則
- ・医療用入院一時金特約、医療用通院特約、医療用女性疾病入院特約、医療用新先進医療特約

※1 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。また、失効したご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

※2 解約返戻金のないことをご確認いただくため、申込書の確認欄などへの署名をお願いします。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特につぎの点にご注意ください。
 - ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は、減額部分に対応する保険料)よりも少なくなります。※1
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ②新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - ③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - ④新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
 - ⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
(例)手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違

「2 健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

※1 「6 解約と解約返戻金について」をご覧ください。

8 保険金額、給付金額などが削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

- 当社は、生命保険契約者保護機構※1に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

<生命保険契約者保護機構>

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

⑩ 生命保険協会の生命保険相談所について

- 本商品に係る指定紛争解決(ADR)機関は生命保険協会※1です。生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁判審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

⑪ 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに募集代理店または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターにご連絡ください。※1
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約※2を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じ、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。※3

指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

※1 ご請求手続きについては、ご契約のしおり「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。

※2 ご契約のしおり「指定代理請求特約について」をご覧ください。

※3 ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

⑫ お問い合わせ・ご相談などについて

- 生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、苦情・ご意見は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターへご連絡ください。
- お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センター  0120-088-142

●受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 (日曜・祝日および12/31～1/3は営業しておりません)
土曜 9:00～17:00

ご契約のしおり(抜粋)

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項のうち、「ご契約に際しての重要事項(通信販売用)」に記載されていない事項の抜粋です。

1 お申し込みに際して

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。情報端末によるお申し込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、署名をお願いします。
- 現在のご契約の解約等を前提としてお申し込みになる場合は、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。^{*}
※注意喚起情報「現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて」をご覧ください。
- ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申し込みの際の内容と違っていないかどうかもう一度よくお確かめください。
もし違っているときは、お手数ですが損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまたは本社にご連絡願います。

2 保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人^{*}は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。
※当社社員・募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

| | |
|-------------------------------------|--|
| 「媒介」 →当社 [*] はこちらに該当します | 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。 |
| 「代理」 →当社は該当しません | 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。 |

※当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまたは本社までお問い合わせください。

本社代表電話番号: 03-6742-3111

3 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

- お客様のご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」^{*}に基づき、当社の保険契約等に関する登録事項を共同して利用しております。
- 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

4 支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、生命保険協会加盟の各

生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除、取消もしくは無効の判断の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 個人情報の取扱いについて

- 以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めています。

1.個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつきの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関する業務等

2.第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つきの場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先(医師・面接士・契約確認会社等)に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
(再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。)
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度^{*1}および支払査定時照会制度^{*2}に基づき、他の生命保険会社、共済、(一社)生命保険協会との間において共同利用を行う場合

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」については、「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご覧ください。

※2 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

3.保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4.センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5.情報の開示等に対する対応

お客様からご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客様自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客様に関する情報が不正確である場合、お客様が情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6.お客様からのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社等については当社ホームページをご覧くださるか、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販コールセンターまでお問い合わせください。

6 フェミニーヌの保障内容

保険金・給付金などのお支払いについて

- 保険金・給付金などのお支払いについては、③・④ページの保障内容表をご覧ください。
- この保険の給付にかかる公的医療保険制度の変更が行なわれたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
- 災害入院給付金のお支払事由であるケガによる入院とは不慮の事故の日から180日以内に開始された入院をいい、180日経過後に開始された入院については病気による入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いしません。その入院の直接の原因に応じて、いずれか一方をお支払いします。
- 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けるための入院は、入院給付金のお支払対象外です。
- つぎの入院をされた場合は1回の入院とみなします。^{*}そのため、お支払いできる最大日数が1回の入院のお支払限度日数となる場合がありますのでご留意ください。
 - 同一の病気・ケガにより2回以上入院されたとき
 - 異なる病気により2回以上入院された場合であっても、それぞれの病気の間に医学上重要な関係があると認められるとき
※疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始された入院は、新たに入院とみなします。
- 手術給付金については、時期を同じくして複数回の手術・放射線治療を受けられた場合には、支払額の最も高いいずれか1つについてのみお支払いします。
- 入院給付金額の40倍の手術給付金をお支払いする「心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術」は、臓器の移植に関する法律に沿ったものに限ります。また、提供者側は対象外です。

保険金・給付金などの受取人

- 各保険金・給付金などの受取人は以下のとおりです。

| 保険金・給付金など | 受取人 |
|-----------|--------------|
| 疾病入院給付金 | |
| 災害入院給付金 | |
| 手術給付金 | |
| 入院一時金 | 被保険者 |
| 疾病通院給付金 | |
| 災害通院給付金 | |
| 女性疾病入院給付金 | |
| 先進医療給付金 | |
| 死亡保険金 | 死亡保険金受取人 |
| 生存給付金 | 保険契約者 |
| 特約死亡保険金 | 主契約の死亡保険金受取人 |
| 特約高度障害保険金 | 被保険者 |

特則・特約の注意事項

| 特則・特約名称 | 内容 |
|-------------|---|
| 医療用 通院特約 | ○1日に2回以上通院した場合、または2以上の事由の治療を目的として1回の通院をした場合でも、疾病通院給付金または災害通院給付金はそれぞれ重複してお支払いしません。 |

| | |
|-------------|--|
| 医療用 通院特約 | ○災害通院給付金の支払われる通院をした日に、疾病通院給付金の支払われる通院をした場合には、疾病通院給付金はお支払いしません。 ○主契約の入院給付金のお支払対象となる日に通院をされた場合は、通院給付金はお支払いしません。 |
|-------------|--|

7 免責事由などについて

保険金・給付金などの免責事由

- 免責事由に該当した場合、保険金・給付金などはお支払いできません。

| 保険金・給付金など | 免責事由 |
|--|--|
| 疾病入院給付金 ^{※1} 災害入院給付金 ^{※1} | ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ^{※2} |
| 手術給付金 | |
| 疾病通院給付金 災害通院給付金 | |
| 先進医療給付金 | |
| 保険料払込免除 (所定の身体障害状態) | |
| 保険料払込免除 (所定の高度障害状態) | ご契約者または被保険者の故意 |
| 特約高度障害保険金 | |
| 死亡保険金 特約死亡保険金 | ①責任開始日(復活日)から3年以内の被保険者の自殺 ^{※3※4} ②ご契約者の故意 ^{※5} ③死亡保険金受取人の故意 ^{※6} ただし、その方が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。 |

※1 入院給付金が免責事由に該当する場合、入院一時金は支払われません。

※2 疾病入院給付金、手術給付金、疾病通院給付金、先進医療給付金に限ります。

※3 責任準備金をご契約者に支払います。

※4 精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態で、自己の命を絶つ認識がなかったと認められるときは、お支払いできる場合もあります。

※5 解約返戻金をご契約者に支払います。

※6 責任準備金(支払われない死亡保険金に対応する額)をご契約者に支払います。

保険金・給付金の削減など

- 戦争その他の変乱が原因で保険金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、保険金を削減してお支払いすることができます。

- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で給付金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、給付金を削減してお支払いするかお支払いしない場合があります。^{*}

※保険料の払込免除を含みます。

8 指定代理請求特約について

保険金・給付金等の受取人がご請求できない特別な事情がある場合

- 特別な事情とはつぎのようなものをいいます。
 - ・被保険者が保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
 - ・被保険者本人が病名の告知を受けていない

など

対象となる保険金・給付金など

- ①被保険者と受取人が同一人である保険金・給付金など
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払込みの免除

指定代理請求人の指定・変更

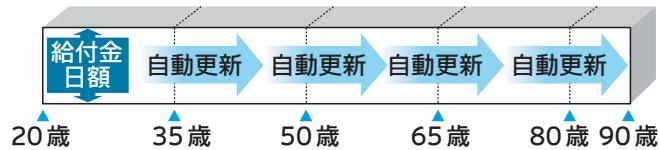
- 指定代理請求人はつぎのうちから1名をあらかじめ指定してください。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

9 ご契約の更新について

フェミニーヌは、満了日の2週間前までに特に申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、自動更新されます。

給付金日額・保険期間

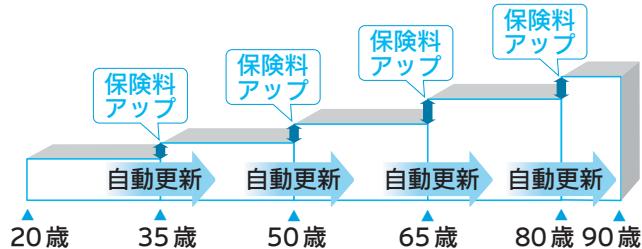


- 更新前後で給付金日額・保険金額・保険期間は変わりません。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、短期の保険期間に変更して更新されます。^{※1※2}

※1 付加されている特約も同時に更新されます。

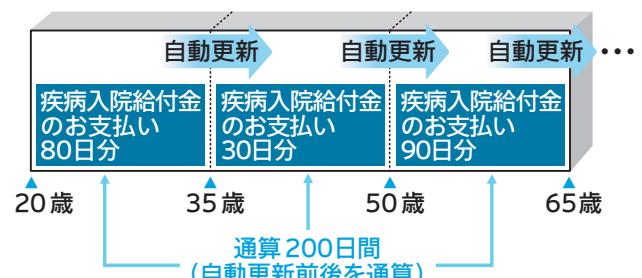
※2 生存給付金のあるA型で保険料のお払込みが免除されている場合、生存給付金のないB型に変更して更新します。

保険料



- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率などによって計算し、多くの場合、更新前よりも高くなります。

給付金のお支払限度の通算



- お支払限度は、更新前後を継続した保険期間とみなして通算します。

その他のご注意点

- 更新後契約には、新たに更新時点の約款が適用されるため、保障内容が変更されることがあります。また、更新時点でこの保険の取扱いが終了している場合には、自動更新しないことがあります。
- 更新後契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。猶予期間^{※1}中に保険料のお払込みがなかった場合には、ご契約は更新日にさかのぼって消滅します。^{※2}

※1 猶予期間について詳しくは、「ご契約のしおり「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

※2 猶予期間中に保険金・給付金のお支払事由が発生した場合、保険金・給付金から保険料を差し引いて、ご契約を継続できる場合があります。

10 保険料のお払込みについて

年払・半年払で保険料のお払込みが不要となった場合

- 年払・半年払の場合、保険料をお払込みいただいた後、ご契約が消滅したり、保険料のお払込みが不要となった場合、つぎの額をお支払いします。

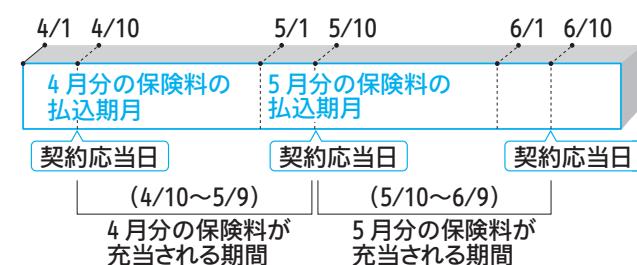
すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額(1か月未満の端数は切り捨て)

- 詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

保険金・給付金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合の保険料の充当について

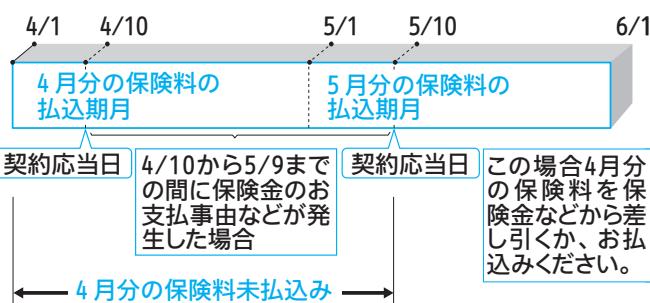
- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(月払契約の場合の例)



- 保険金・給付金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金・給付金などのお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金・給付金などから差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料をお払込みください。

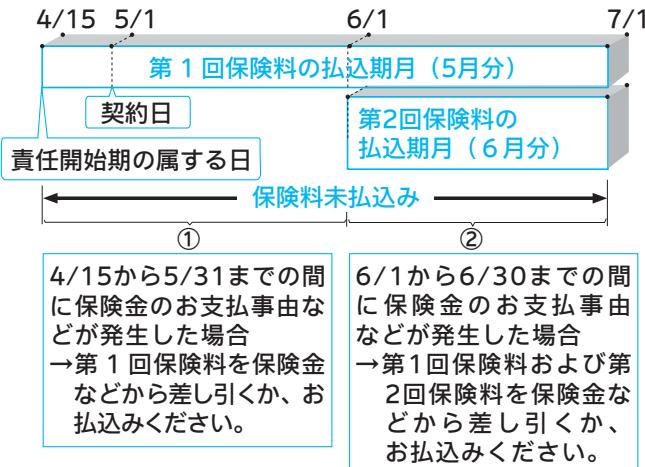
(月払契約の場合の例)



- 「責任開始期に関する特約」を付加した月払契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金・給付金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合には、つぎのようなお取扱いとなります。

- ・下図の①の期間中に保険金・給付金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料を保険金・給付金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料をお払込みください。
- ・下図の②の期間中に保険金・給付金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料を保険金・給付金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料をお払込みください。

(例)



保険料のお払込みが困難になられたとき

給付金日額・保険金額などを減額して、以後の保険料を少なくし、ご契約を有効に継続させることができます。
※当社の定める限度を下まわる減額はできません。

11 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

- ・ご契約者の差押債権者、破産管財人等によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヶ月を経過した日に効力を生じますが、解約の通知を行った場合でも、保険金または給付金の受取人(ご契約者を除く)は、所定の手続きによりご契約を存続させることができます。
- ・詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

12 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、所定の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
- ・詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

13 保障内容の見直しをご検討の方へ

- ・現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法があります。

| | |
|------|----------------------------------|
| 追加契約 | 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 |
|------|----------------------------------|

- ・詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

14 保険金受取人の変更または死亡された場合について

- ・ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更できます。(法律上有効な遺言によっても変更できます。)
- ・詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
- ・死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまでご連絡ください。

15 その他 大切なことから

保険金・給付金などのお支払期限について

- ・保険金・給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日の翌日から5営業日以内に保険金等をお

支払いします。ただし、確認・照会・調査が必要な場合はお支払期限が異なります。

- ・詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

保険金・給付金などのご請求について

- ・保険金・給付金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- ・給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

このような場合ただちにご連絡ください

- ・つぎのようなときは、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまでお知らせください。
 - ①転居、町名変更、通信先変更の場合
 - ②名義変更、受取人変更、改姓の場合
 - ③保険証券の紛失の場合

※各種お問い合わせの際には保険証券番号、契約者氏名、生年月日、ご登録のご住所、電話番号をお知らせください。

保険の種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。「保険種類のご案内」は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターにご請求ください。

お客様にご注意いただきたいこと

当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。この場合、保険金・給付金等のお支払い可否、保険料払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。

課税所得控除保険料証明書について

課税所得控除保険料証明書は、毎年10月から翌年1月にかけて、別途送付させていただきます。紛失・未着などで再発行を希望される場合は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命通販センターまでお問い合わせください。

お手続き方法・お問い合わせ先

Step1

パンフレットの保障内容と保険料表から
ご希望のプランをお選びください。
保険料とお支払方法もあわせてご確認ください。

ご意向にあった保険に入っていただくために、以下の点をご確認ください。

チェック1

パンフレットの表紙に
どのような方に向いている保険商品などを記載しています。

チェック2

パンフレットの中面に
特徴、保障内容、保険料、
ご契約に際しての重要な
事項を記載しています。

Step2

お申込用紙に必要事項をご記入ください。
医師の診査は不要です。
お申込用紙はオモテ・ウラ1枚です。
オモテ面「意向確認書」「申込書」
ウラ面「告知書」

チェック3

お申込用紙の
「意向確認書」欄に、
お申込時の最終的な
ご意向と商品特徴を
記載しています。



Step3

返信用封筒にお申込用紙を入れポストに投函してください。受付後、ご案内をお送りいたします。

分からないことがあったら
お気軽にお電話ください。

アイ・エフ・クリエイト
コールセンター



0120-970-980

携帯電話・PHSも通話料は無料です。

受付時間 9:15~18:00(日曜日・祝日を除く)

Linkx

リンククロス

わたしらしい「健康」を。

“リンククロス”とは？

リンククロスとは、あなたに心地よく、楽しく、
健康を維持していただくことをコンセプトとした、
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の
健康サービスブランドです。
リンククロスで、たくさんの人に気持ちいい毎日を。
心地よい幸せを。

リンククロス

検索

<https://linkx.life>



〈引受保険会社〉



SOMPO ホールディングス

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セントラルパークビル
Tel: 03-6742-3111(代表)
〈公式ウェブサイト〉 <http://www.himawari-life.co.jp>

〈募集代理店〉

株式会社アイ・エフ・クリエイト

〒190-0012 東京都立川市曙町2丁目36番2号
ファーレ立川センタースクエア9F
TEL 0120-970-980